

山陽小野田市地域生活支援拠点等のイメージ図

- ・基幹相談支援センター、相談の支援拠点を中心とした面的整備
- ・地域の実情に応じて機能を追加

R8.1

グループホームの活用



グループホーム

③体験の機会・場

行政
市：子育て支援課、健康増進課、
社会福祉課、高齢福祉課、
学校教育課
県：健康福祉センター、児童相談所



連携

連携

- ・市自立支援協議会
- ・市社会福祉協議会
- ・民生委員児童委員
- ・障害当事者団体、家族会、支援者団体
- ・警察署
- ・弁護士会
- ・障害福祉サービス事業所
- ・幼稚園・保育園、小・中学校、総合支援学校
- ・医療機関
- ・訪問看護ステーション
- ・ハローワーク(公共職業安定所)
- ・障害者就業・生活支援センター
- ・児童発達支援センター 等

地域で生活する
障がい者・児とその家族等



相談

対応

専門的な対応

連携

山陽小野田市
障害福祉課

基幹相談支援センター

①相談の支援拠点

④専門的人材の
確保・養成

県・精神保健福祉センター・
ひとづくり財団等が実施する
研修を利用

②緊急時の
受け入れ及び対応

緊急時の短期入所



短期入所等
障害福祉サービス事業所

連携・コーディネート

相談支援事業所

- ・相談支援専門員などの専門職の能力向上
(コーディネーターやスーパーバイズ能力の
向上・権利擁護などの制度の理解)
- ・医療分野・高齢福祉・介護分野との連携
- ・他制度との連携